

子ども・子育て関連3法について（概要）

平成24年10月

●より子どもを生み、育てやすくすることをめざした3つのポイント

- 認定こども園制度の改善
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付等の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実

【主な内容】

○幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・幼稚園と保育所の良さをあわせもつ施設（幼保連携型認定こども園）の改善、移行を促進します。
- ・小学校就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を共通にします。

○待機児童対策を強力に推進

- ・認定こども園等のほか、小規模保育、家庭的保育事業など、多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育を量的に拡大します。

○大都市部以外でも地域の保育を支援

- ・子どもの数が減少傾向にある地域でも、認定こども園等のほか、家庭的保育事業などの小規模な保育の活用などにより、子どもに必要な保育を提供（地域型保育給付の創設）します。

○家庭・地域の子育て支援を充実

- ・市町村が地域の声を聞きながら、子育ての相談や親子が交流する場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、子育て支援を充実します。

■給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■施設型給付

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
- ※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする給付・事業の全体像

■地域型給付

- ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- ※施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

■児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）
- ※都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

■延長保育事業、病児・病後児保育事業

■放課後児童クラブ

■妊婦健診

子ども・子育て関連3法の施行までの現時点での想定イメージ（概略）

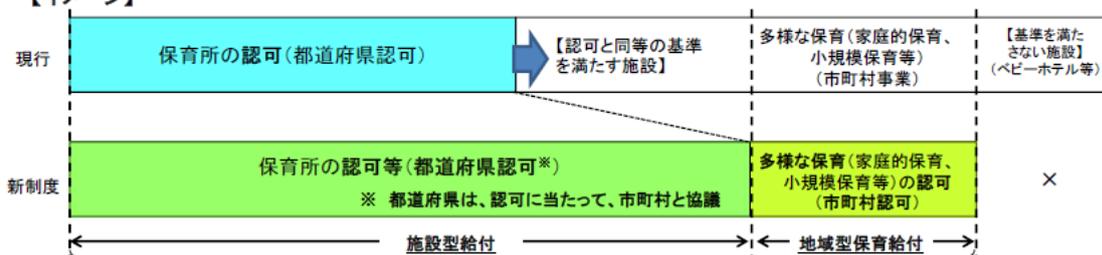
年度	国の動き	市町村の動き
H 24	<p>子ども・子育て関連3法公布 (8/22)</p> <p>法律の公布</p>	
H 25	<p>子ども・子育て会議設置 ※制度等の検討</p> <p>関連3法 政省令公布 (施設型給付・保育認定基準・利用者負担等の国制度等の確定)</p> <p>国による制度設計(政省令の公布)</p>	<p>「子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査</p> <p>「子ども・子育て支援事業計画」作成準備</p> <p>市町村による子ども・子育てに係る需要の把握</p>
H 26	<p>国による財源の確保(消費税率の引き上げ)</p>	<p>「子ども・子育て支援事業計画」策定 ※地域のニーズに基づき、給付、子ども・子育て各事業の計画を策定 ※「給付対象事業者の確認」準備</p> <p>子ども・子育て関連3法に関する市条例等の制定・改廃</p> <p>市町村による「子ども・子育て支援事業計画」策定</p>
H 27	<p>子ども・子育て関連3法施行</p> <p>関連3法施行・実施</p>	<p>「子ども・子育て支援事業計画」に基づく給付・各種事業の開始</p> <p>関連3法に基づく市町村給付・事業開始</p>

(注) 内閣府ホームページの子ども・子育て関連3法説明会資料に基づき作成していますが、現時点で想定されるイメージであり、施行年度を含め、確定されたスケジュールではありません。

保育に関する認可制度の変更について

- 認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に対応できるよう、
 - ①社会福祉法人・学校法人以外に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを希求
 - ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可
- 都道府県は、実施主体である市町村と協議を行い、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保します。
- 市町村は認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で給付の対象とすることを確認します。
- 確認を行った市町村は適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施します。

【イメージ】



認可を受けた施設、事業は、市町村による定員を定めた上で確認を得て、対象施設・事業となる(私立保育所は委託費)。
 ※認定こども園についても、改善後の保育所に関する認可制度と同様の認定・認可の仕組みとする。

13

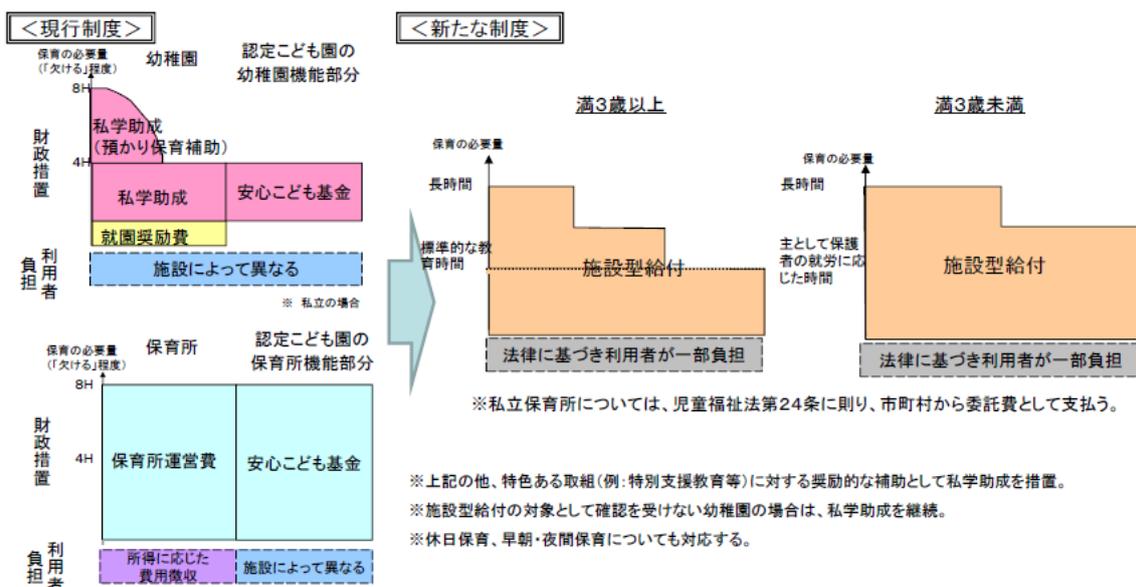
施設型給付について

- 施設型給付は、
 - ①満3歳以上児への標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
 - ②満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
 による構成を基本とします。

■幼稚園・保育所の利用料・保育料、財源措置等に関する現行制度

幼稚園	保育所
《利用料・保育料》 ○保護者と幼稚園の直接契約 ○幼稚園ごとに保育料を設定 (所得に応じて就園奨励費を助成)	《利用料・保育料》 ○保護者と市町村との契約 ○市町村ごとに保護者の所得に応じた保育料を設定
《運営費》 ○公立幼稚園 ・地方自治体の一般財源による負担 ○私立幼稚園 ・私立学校経常費補助金	《運営費》 ○公立保育所 ・地方自治体の一般財源による負担 ○私立保育所 ・保育所運営費負担金 [国1/2、都道府県1/4、市町村1/4]
《施設整備費》 ○公立幼稚園 ・学校施設環境改善交付金 ○私立幼稚園 ・私立幼稚園施設整備費補助	《施設整備費》 ○公立保育所 ・地方自治体の一般財源による負担 ○私立保育所 ・子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)

■現行の制度から新たな制度への移行



地域型給付について

■基本的な制度設計

- 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を市町村による認可事業とし、地域型保育給付の対象として多様な施設や事業の中から利用者が選択できるようになります。
- 小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図ります。
- 事業それぞれの特性に応じた客観的な認可基準を設定し、質の確保を図ります。また、認可の仕組みは、大都市部の保育需要に機動的に対応できる仕組みとします。
- 公的契約、市町村の関与、給付の支払方法などは、施設型給付と同様となります。

■地域型保育の充実による都市部の待機児童対策

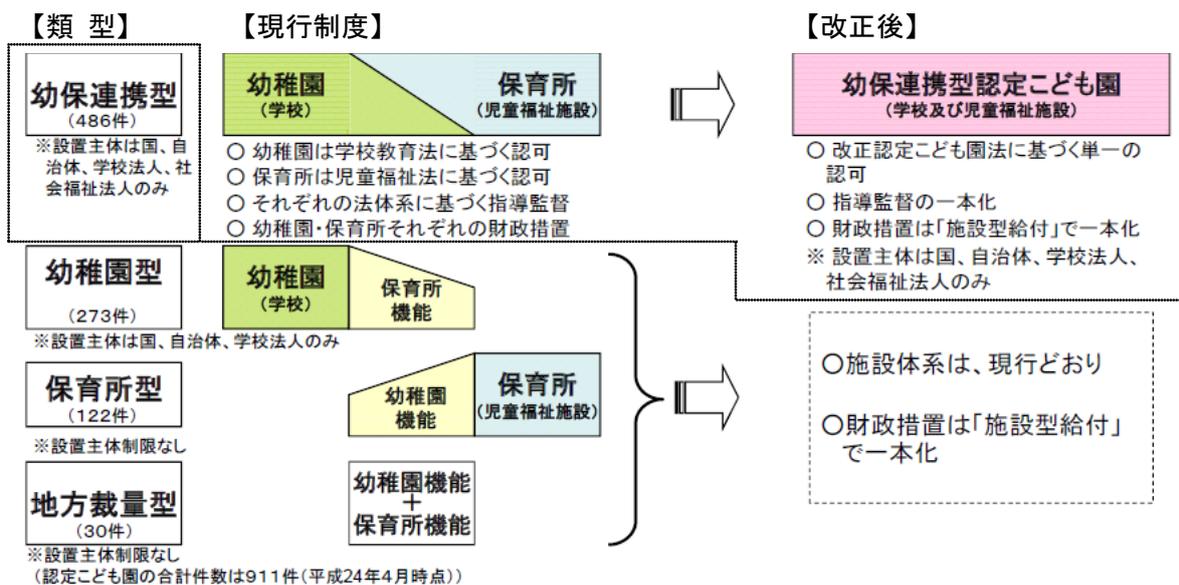
- 3歳未満児に重点を置いた小規模な保育の類型として新設します。
- 3歳以上児の学校教育・保育を行う認定こども園等（認定こども園・幼稚園・保育所）との連携を確保します。（分園を含む）

■一般的市区町村における地域型保育の展開（多機能型）

- 一定以上の規模の教育・保育施設による対応を基本としつつ、地域型保育を組み合わせ、地域の保育機能を確保します。
- 認定こども園等と連携を確保します。
- 放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設することにより、地域の多様な保育ニーズに対応可能な仕組みとします。
 - 郡部などの人口減少地域などでも、地域コミュニティの子育て支援の拠点を維持・確保
 - ※郡部などの人口減少地域等においては、例外的に3歳以上児の利用も可能
 - 認定こども園等や地域の小学校との連携を法令に位置づけ、具体的な連携方をさらに検討
 - ※都市部の待機児童対策としての地域型保育事業との違いに留意

認定こども園法の改正

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」（新たな「幼保連携型認定こども園」）が創設されます。
 - ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」となります。 →消費税を含む安定的な財源を確保



新たな幼保連携型認定こども園

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設となります。
 - 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。
保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
- 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づけます。
- 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とします。（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。）

